

『法定外公共物等整備事業』のご案内

「法定外公共物等整備事業」とは、日頃地域の皆さまが維持管理されている公共性のある道路や里道、水路などに対して、老朽化等のため補修や改修が必要となった場合、経費の一部または全部を補助する事業です。

令和4年度には 8 件の道路や水路工事に対して補助しました。

令和5年度（2023年度）の申請締切は、

6月30日（金）です。

要望箇所のご相談を受け付けておりますので、お早めに地域交流センターにご相談ください。

【問い合わせ】

宮野地域交流センター（TEL083-928-0250）

